

# 平成30年度京都市商店街縁結び事業

## 仕様書

### 1 委託事業の名称

平成30年度京都市商店街縁結び事業

### 2 事業委託期間

委託契約締結の日から平成31年3月31日までのうち、事業に必要な期間

### 3 事業の目的

市内商店街の活動状況を鑑みると、事業を自ら発想して活発に取り組んでいる商店街がある一方で、役員・会員の高齢化や会員の減少等の理由により特段の活動を実施していない商店街があり、これらの二極化が進んでいる。

しかし、後者にあっても、具体的なアイデアはないものの何らかの活動を実施したい意向を持つ商店街がある。

このような商店街に必要なものは、具体的なアイデアに加え、事業の担い手や継続的な関係を構築することができる大学、学生、自治会、企業及びNPO法人などの団体（以下、「外部団体」という。）との連携である。

そこで、本市では、商店街の思いに寄り添って一緒に考え、さらに共に担う外部団体を掘り起し、連携させることによって、継続した商店街活動の実施に結びつける「京都市商店街縁結び事業」を実施する。

### 4 事業の内容

上記の事業の目的を達成するため、平成30年度支援対象商店街に対し、次に掲げる項目を実施するものとする。

なお、本項目に明記されていない事項であっても、事業の目的を達成するために効果的な事業提案を妨げるものではない。

#### 平成30年度支援対象商店街

- ・新町商店街（北区）
- ・嶋原商店街振興組合（下京区）
- ・西七繁栄会（下京区）
- ・丹波橋繁栄会（伏見区）

#### (1) 商店街の意向の把握・事業内容の具体化

ヒアリングやワークショップの実施により、商店街の意向を把握し、商店街が実施したい事業を明確にする。

## (2) 連携が可能な外部団体の掘起し・マッチング

商店街が実施したい事業を商店街と連携して実現できる外部団体を掘り起こす。また、商店街とその外部団体のマッチングにより、次年度以降も継続できる連携関係を構築するとともに、商店街が実施したい事業の具体的な進め方等をコーディネートする。

### <事業実施に当たっての留意点>

- ①商店街が事業を実施するために必要な費用として、1商店街につき10万円までは、委託事業費から執行する。
- ②次年度以降の事業継続に向けて、活用できる補助金や支援制度の紹介・説明を行い、必要な経費の確保に努める。
- ③事業成果の広報発信を積極的に行い、成果の普及に努める。
- ④その他、事業を遂行するために必要な支援を行う。

## 5 事業の報告

事業終了後の提出書類は以下のとおりとし、紙資料については2部、電子データはCD-ROMまたはDVD-ROMに収録して提出する。

- (1) 業務報告書
- (2) 収支報告書
- (3) 本事業で取得、利用または作成した資料
- (4) その他、本市が指示するもの

※ 報告書等の作成に利用した各種資料については、電子データにて提出すること。

※ 電子データはMicrosoft Word, Microsoft Excel, Microsoft Power Point, Adobe Acrobatを基本とする。その他のアプリケーションを用いる場合は、本市と協議を行うこと。

## 6 対象経費

本事業を遂行するために必要な経費であり、通常事業と区別して経理することが可能な次の経費とする。

- (1) 謝金
- (2) 交通費
- (3) 会場賃借料
- (4) 広報費
- (5) 印刷費
- (6) 通信運搬費
- (7) 消耗品費
- (8) 委託料
- (9) アルバイト賃金
- (10) その他、事業の遂行上必要と認める経費

## 7 対象外経費

- (1) 機械・機器等の購入経費
- (2) 土地・建物を取得又は借上に要する経費
- (3) 施設や設備を設置又は改修するための経費
- (4) 国や地方公共団体等の補助金，委託費等により既に支弁されている経費
- (5) 打ち合せの際の飲食代等，公費で負担すべきでない経費
- (6) その他，事業との関連が認められない経費

## 8 その他留意事項

- (1) 委託事業の開始から終了までの間，事業実施方法や進捗状況の確認等，事業の円滑な実施のために，定期的に本市と連絡調整を行うこと。
- (2) 本事業の委託料により生じた収入については，本市が収入するものとする。
- (3) 本事業に係る経費については，他の経費と明確に区分し，事業終了後に支出額を記載した精算書を京都市に提出すること。精算の結果，受託者へ交付した委託料に残額が生じた場合は返戻すること。